

京都市高速鉄道振替輸送取扱規程の一部を改正する規程を公布する。

平成31年3月15日

京都市公営企業管理者

交通局長 山本 耕治

京都市交通局管理規程第13号

京都市高速鉄道振替輸送取扱規程の一部を改正する規程

京都市高速鉄道振替輸送取扱規程の一部を次のように改正する。

第2条中「有効な乗車券」の右に「（改札入場後のIC証票（IC定期券を除く。）及びトラフィカ京カードを除く。以下「有効な乗車券」という。）」を加える。

第9条に次の2項を加える。

6 第1条に規定する、鉄道線との振替輸送については、前各項によらず、振替乗車票を交付したものとみなして取り扱うことができる。また、この場合の振替輸送の区間は、第3条の規定によらず、対象となる乗車券の区間内で取り扱うものとする。

7 前項による取扱いを行うときは、旅客は有効な乗車券を提示しなければならない。

第11条各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、第9条第6項による取扱いを行ったときは、数取り調査を省略する。

第12条第1項中「旅客」の右に「（第9条第6項による取扱いを行った旅客を含む。）」を加える。

第13条中「旅客」の右に「（第9条第6項による取扱いを行った旅客を含む。）」を加える。

第17条第1項に次のただし書を加える。

ただし、第1条に規定する鉄道線との振替輸送に係る報告書の作成については、省略することができる。

附 則

この規程は、平成31年3月16日から施行する。

(交通局高速鉄道部運輸課)